

令和6年度 錦江町教育委員会（第9回・定例会）会議録

○ 開催日時 令和6年12月20日（金） 午後2時00分から

○ 開催場所 錦江町総合交流センター 大会議室

○ 出席者

教育長	鎌田 広文
教育委員	谷口 ゆり子
教育委員	小梅枝 由美子
教育委員	桑原 克幸

○ 欠席委員 南園 高樹

○ 事務局職員

教育課長	白井 寿子
参事兼指導主事	松澤 亮二
生涯学習チームリーダー	竹井 真知子
教育総務チーム	邊志切 祐希

○議事日程

1. 開会

2. 会議録署名委員の指名 南園 委員

3. 委員及び教育長の報告（諸般の報告）

4. 議事

議案第 15 号 南大隅高校寮に関する条例の制定について 【議決】

議案第 16 号 南大隅高校寮に関する規則について 【議決】

5. 報告

報告第 9 号 錦江町教育振興計画について

6. その他

7 閉会

○邊志切係長	では定刻となりましたので、ただいまから令和 6 年度第 9 回錦江町教育委員会定例会を始めたいと思います。始めに教育長、お願い致します。
○鎌田教育長	皆様お疲れ様です。 本日の協議はそこに示してある通りなんですけども、たくさんの議題はないんですが、どうぞよろしくお願いします。 いつものことですが、会の最後に今日は南園さんいらっしゃいませんので、小梅枝委員からよろしくお願いいたします。 それではまず、本日の会議録署名員はどなたでしょうか。
○邊志切係長 ○鎌田教育長	本日は桑原委員になります。 よろしくお願いいたします。続きまして、委員および教育長の報告になりますが、委員の皆様から何か報告等はございませんか。途中で思い出されたらいつでもいいのでよろしくお願いします。 では事務局の報告に入ります。12 月の事業実績について教育総務チームからお願います。
○邊志切係長	はい。1 ページの方お願いいたします。12 月の事業実績になります。 5 日です。第 4 回の町教頭研修会及び教務主任等の合同研修会が 8 時 30 分から本会議で行われました。 6 日です。畜産を学ぶ会ということで町内の錦江中学校、田代中学校の受験を控えている 3 年生 62 名を対象にしまして、花の木の家畜集会施設にて学ぶ会が行われました。英気が養われたかと思います。 10 日です。給食の会計中間監査が 16 時から行われます。同じ日に要保護児童対策協議会が 13 時 45 分から本庁 2 階会議室で行われました。 続きまして 14 日です。錦江町と南大隅町の小学校の職員のバトミントン大会が行われました。本町からは約 30 名の教員の先生と国が参加しまして交流が行われました。 17 日です。子ども子育て会議が行われました。14 時から本庁 2 階会議室で行われております。 20 日です。本日になりますが第 9 回の定例教、そして自殺対策計画策定委員会が 10 時から行われました。 22 日ですが保育園留学の受け入れが行われます。28 日までとなっております。 24 日は小・中学校の終業式、そして 27 日が仕事納めとなっております。 以上です。
○鎌田教育長 ○竹井リーダー	はい、生涯学習チームお願いします。 はい、生涯学習チームです。2 ページをご覧ください。12 月 1 日、宝くじ文化公演渡辺真知子、秋川雅史ハートフルコンサートが文化センターでありました。入場者 565 人で町民の皆さんから大変好評でありました。 12 月 7 日土曜日、第 4 回 20 歳の集い実行委員会が 19 時からありました。対象者 89 名中、現在出席の申し出が 42 名となっております。

<p>○鎌田教育長</p>	<p>11日水曜日、人権の花閉会式が10時35分から神川小学校でありました。今年、神川小で採れたひまわりの種を町内小・中学校へ届けていただくことになりました。相手を思いやるという気持ちも一緒に届けられたらいいなと思っております。</p> <p>21日土曜日、明日ですが、子供創作活動大会が9時半から総合交流センターであります。お菓子作り11名、タイルアートに37名、飛行機作りに15名参加予定となっております。</p> <p>24日火曜日冬休み帰宅放送が開始となります。1月7日まで放送が流れます。今回は田代中学校の皆さんが放送してくださいます。</p> <p>生涯学習チームは以上です。</p>
<p>○邊志切係長</p>	<p>はい、ありがとうございます。今度は1月の事業計画の方に移ります、3ページからになります。教育総務チームからお願いします。</p> <p>はい。3ページの方になります。</p> <p>1月の6日になります。仕事始め式が行われます。お手元の方に別紙で資料をお付けしているかと思いますが、仕事始め式のご案内がついております。</p> <p>8日です。町内の小・中学校の始業式が行われます。</p> <p>14日です。鹿児島学力学習状況調査が24日の期間内で連続する2日間にて行われることになっております。</p> <p>17日です。第1回の大隅地区教育活動実践記録審査会が大隅地域振興局で行われます。</p> <p>21日です。第2回の総合教育会議が行われます。続きまして、第10回の定例教育委員会が開催されることになっておりますので、委員の皆さんの出席をお願いいたします。</p> <p>同日ですが第2回の肝属地区計画対策委員会も肝付町文化センターで行われることになっております。</p> <p>22日です。町の学校保健会の研修会が15時20分から文化センターの会議室で行われることになっております。</p> <p>30日ですが、学習支援員の情報交換会が10時から行われることになっております。以上になります。</p>
<p>○鎌田教育長</p> <p>○竹井リーダー</p>	<p>はい、ありがとうございます。生涯学習チーム1月行事予定をお願いします。</p> <p>はい、4ページです。</p> <p>1月3日、二十歳の集い式典が10時から文化センターであります。今年は高校生ボランティア9名の申し込みがありまして、受付や照明、場内の整理等をお願いすることになっております。</p> <p>9日木曜日、第5回スポーツ推進定例会が18時から総合交流センターの方で行われます。</p> <p>11日土曜日、県下一周駅伝、県地区対抗女子駅伝肝属チームの結団式が14時から大隅地域振興局であります。</p>

○鎌田教育長

それから 25 日、26 日九州地区スポーツ推進研究会議が熊本市の方であります。

25 日ですが、第 38 回県地区対抗女子駅伝競走大会開会式が 15 時から霧島市の方であります、そして 26 日が競走大会となっております。以上です。

はい、ありがとうございました。

私の方からの報告を続けていきたいと思います。

5 ページ 6 ページをご覧ください。私が出席した会議催しをまとめたものです。これについても特に説明はいたしません、また何かぜひ見ていただいて何かありましたらまた後でもご質問等をお受けしたいと思います。

7 ページからですね、10 ページにかけて書いたのが、12 月議会の定例会での一般質問の内容と私の答弁内容です。

一般質問でまず池田議員から、大原小の統合後の活用について出ました。

プールの活用方法とか、あと教室の活用方法です。そういう考え方もありますということで、統合後の活用方法についての協議会を立ち上げていきますので、そちらにこの池田議員の考えも伝えていきます。ただニジマスについては災害とかで使うことがあるので、そこはちょっと考えていないということで答弁はしてあります。

染川議員につきましては南大隅高校の寮の受け入れ計画と、南大隅高校の国の支援事業を使った支援はできないかということの質問でしたので今、寮の方は随時 4 月からですね、3 人 4 人受け入れるつもりで予定で進めています。

今から中の方の整理なんかもしていくことになると思います。

それから浪瀬議員につきましては一つ目のが私の考えを聞きたいということでしたので、そこについてちょっと長くなりますので、9 ページ 10 ページにもそのまま私が当然私が書いたやつを全部載せました。

あと家庭教育のことについては下の方に簡単に示しましたのでまたご覧いただければというふうに思います。

答弁の方はまた 9 ページからですね、ちょっと長いのでまた読んでいただければというふうに思います。補正予算の方ですね、8 ページの下の方ですけども、補正予算も条例の改正もですね質疑等も全くなくてそのまま議決されましたので、よかったと思います。一応ここまでが私からの報告ということになります。

今ですね事務局から私の報告まで含めて全て報告終わったところですけども、これについて何か質問等ございませんか。

よろしかったですかね。だったらまた後でも出してください。

では、これから協議の方に入りたいと思います。

まず議案 15 号ですけども南大隅高校の寮に関する条例の制定がござい、これについて事務局から説明をお願いします。

資料は 11 ページから 13 ページになります。

○白井課長

議案第 15 号南大隅高校寮に関する条例の制定について、錦江町教育委員会の行政組織等に関する規則第 10 条第 2 号の規定に基づき、委員会の議決を求め

るものでございます。

制定理由として、南大隅町が現在寮設置しており、また下宿で県外等から来る生徒を賄っております。今後、南大隅町だけでは不足するということで、本町も寮を整備して、生徒の安全な生活環境と高校の存続支援を図っていききたいため、この寮の設置と管理に関して条例を制定するものです。

12 ページをご覧ください。

条例の第 1 条でこの趣旨を載せてございます。

また、第 2 条の方で人格の形成というところで、この寮を設置しますというところで、設定しております。

第 3 条で名称と位置を載せてございます。場所は錦江町の城元 823 番地です。神ノ浜の海の近くに空き家がございましたので、そこを改修して寮にしております。

第 4 条で閉寮日、寮の開閉について記載してございます。閉寮日は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで、お盆はどうしようか考えましたけれどもここも南大隅町の閉寮の期間と合わせてございます。

第 5 条で入寮の資格というところで南大隅校の高校の校長の許可を受けたものとするというところで規定してございます。

また、入寮の許可申請についても、後であります規則の中に申請書の様式を設けてございますので、その申請を出していただいて、第 7 条で許可をする第 6 条 7 条で許可の関係をするということをしております。

第 8 条で寮費の額を別表の通りとしております。別表 13 ページに記載して、あります。

1 人につき月額 2 万円です。この金額につきましても、南大隅町と同額をさせていただいております。

第 9 条で寮費の納入について、当月分その月の末日までに納入していただくように規定しております。

また日割り等もそちらで規定してございます。また減免免除についても 14 についてもここで規定をしております。

また、損害賠償については第 10 条の方で帰すべき事由という部分についてはその賠償を規定してございます。

また、管理上必要があるときの立ち入り検査につきましては、第 11 条で規定しており、その他の細かい規定については、この後の規則の方で定めるというところで規定してございます。この条例は令和 7 年の 4 月 1 日から施行することになります。以上ご審議のほどお願いいたします。

○鎌田教育長

はい、今課長の方から説明があった通りなんですけれども、大まかな項目そのものが条例ということでご理解いただければというふうに思います。何かご質問等ありますかね。委員の皆さんはこれでよろしいですか。

○桑原委員	寮とは関係ないんですけど、今下宿とかはもう全然ないのでしょうか。前の頃は物件かやってたんですけど、もう今は下宿っていうのは全然ないんですかね。
○白井課長	去年は下宿を本町でもしてくださった方がいたんですけど、体力的というか、体の状態がちょっともう途中でできないっていうところがありました。南大隅町でも二、三件は下宿をしてらっしゃるんですけども、そこもちょっとなかなか今後継続していくのが厳しいというところで、本町にも支援いただけないかっていうところで昨年度、寮として改修をして整備をしたところです。
○桑原委員	一応、来年度からですかね。 入試というか、受験希望についてはやはり県外からられるようです。ちょっと4人ほど錦江町の方にお願ひしたいっていうのは、先日高校の方から来ております。
○鎌田教育長	先々はそういうご家庭方があればね、それもあるのかもしれませんが、今回も昨年の段階で担当課の方が中の改修も家を借りてしてるのでですね、今回はそこで収まる人数ですので今回はそこで行こうかなというふうには考えているところです。他にございませんか。
○桑原委員	はい、これは寮の運営は、町がするっていうことでいいですか。 何か寮監の方が常駐されて、子供たちの食事を作ったりとか、そういうことされるんですか。
○白井課長	一応、寮の管理については、管理委託を考えています。その委託、寮監をしてくださる方を今後募集する予定です。年が明けてから募集して、あと学習面と生活面の見回りというか、そこは毎日高等学校の教員が、夕方から夜にかけて時間帯ははっきりしませんけど、来てくれるという話ではあります。
○桑原委員	寮監とは別に、先生も泊まれるってことですか？そこに宿直みたいな形で。
○白井課長	いえいえ、学校からその時間帯で、例えば2時間ぐらいですね、ちょっと指導みたいな形で来られるみたいでした。遠方からいらっしゃる学生だったらやっぱり親の目が離れて。夜間に泊まっていただけの方と昼管理をいただける方とをちょっと今考えています。 他にございませんか。一応、今いくつかの質問もありましたので、またそこは整理していければというふうに思います。 内容についてのこれでよろしかったですか、条例としては。
○委員	はい。
○鎌田教育長	賛同を得たようですのでこれを議決したということでさせていただきます。よろしくお願ひします。 それでは続きまして、今度は規則の方に移ります。議案第16号になります。寮に関する規則についてまず担当の方から説明をお願いします。
○白井課長	南大隅高校寮に関する規則について、錦江町教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定に基づき、委員会の議決を求めるものでございます。これは条例で賄えない部分を規則で定めるものです。 第1条の趣旨は今言ったようなことです。

第 2 条で寮の管理運営は錦江町が行うということで、寮生の指導については、高校が教育委員会と連携して行うというところで規定しております。また、入寮生向けの寮則であったり、高校がもう既に寮生心得というのを持っておりますので、それを用いながら、寮の管理運営についてはあたっていきたいと思っております。

また、寮の運営は、別に定める生徒寮運営委員会の検討結果を参考に行うものとするってあるんですが、やはり寮の運営に関して南大隅町でもちょっと問題があったりすることがあるようです。それについて学校の関係者であったり、その寮の運営者と教育委員会等で運営委員会を持って解決しているようですので、本町でもこの部分は入れさせていただいています。

入寮の許可について先ほど申請書、条例でも申請書があったんですけども、その他の添付する誓約書であったり、必要書類については 17 ページ以降に様式を載せておりますので、また後でご覧ください。

第 4 条で入寮以外の利用許可という部分ですが、寮の管理運営上支障がないときに緊急な場合であったり、今後入寮希望している方の保護者であったり、現在、本町の運営がこの寮を県外からの講師の宿泊先であったりとかってというような利用を考えていたものですから、その 3 号で、何か特別な理由があると認めたものというところで記載規定しております。一応、この入寮以外の利用期間については 5 日以内ということで規定しております。また利用料についても日割り計算というところで規定しております。寮則であったり、寮生心得であったり注意をしても改めないものであったり、寮費の滞納ですね。あとその他校長と教育委員会が不適格と見直したものであるというところで許可を取り消すということも記載しております。

退寮についてもこの卒業の年度末というところで退寮としております。それ以外で退寮をするときには退寮届けを出していただいて、対応するということの規定しております。またですね、減免についても第 7 条の方で規定しております。

減免寮費減額、特段の理由がない限りはないと思いますが、生活の急な変化であれば対象になるのかなというふうに考えております。

また、この規則で補えないものについては、必要な事項別に定めるところで、補足で載せております。この規則につきましても、令和 7 年の 4 月 1 日から施行ということで記載しております。ご審議のほどお願いいたします。

○鎌田教育長

はい。

今、課長の方から説明がありましたが、これがさっきの条例に基づく規則なんですけれどもこれについて何かご質問等ありますか。

条例は議会の議決が必要となりますけれども、規則はこの教育委員会だけの議決でいいんですよね

○白井課長

はい。ここだけで。

○鎌田教育長

6 条の退寮の届け出ですが、多分卒業するのも末日なので 3 月 31 日がになると思うんですけど、高校の場合は卒業式がちょっと早いで、その前に退寮する可能性があると思うんですよ。

<p>○白井課長</p>	<p>その場合には退寮届を出さないといけないとですよ。もし出さなければもう3月いっぱい<small>の寮費をもらうっていうのが前提</small>ということですよ。 そこは説明をしなきゃいけないでしょうね。入寮するときですよ、3年になるというか、もうあの卒業間近になった時にですよ。</p>
<p>○谷口委員</p>	<p>はい。 他にございませんか。</p>
<p>○白井課長 ○谷口委員 ○白井課長</p>	<p>はい。 入寮予定の方が3、4名以上いた場合はどのようになりますか。抽選とかっていうことでしょうか。 そこを高校と協議しながらになります。 今回はもうそれ以上増えることはないんですかね。</p>
<p>○鎌田教育長</p>	<p>はい、学校と話をして本町はもう4人ということです。 先ほど桑原委員からありました卒業年度の退寮届けのことについては、南大隅町長と同じような形で進めていくように連携をとってもらえればと思います。 大筋これで行くことになるかと思いますが、これでよろしかったでしょうか？ 他にございませんか。 細かいところまで、なかなか難しいと思いますから、またちょっと余裕がある時に見ていただいて、他にも今回見ていただくものがあるんですけども、何かありましたらまた知らせいただければありがたいです。 始めて作る要望とか規則だったりするもんですから、お願いします。一応こういう方向性で行ってもよろしいですかね。 はい、ありがとうございます。これで規則の方は大きな方の流れはこれでいきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>○白井課長</p>	<p>続きまして報告の方に入りますが、報告第9号錦江町教育振興基本計画についてお配りしてありますけれども、これについて事務局からお願いします。 はい。別冊でお配りしています、錦江町教育振興基本計画(案)をご覧ください。 令和7年度以降の5年間の計画について今回改定作業を進めているところです。この計画については国と県が多分、令和6年度から令和7年度から5年間の基本計画を策定されたので、それを参考しながら今改定作業を進めているところです。 ページ2ページをご覧ください。 第1章の計画策定の趣旨ですが第3期からの違いといたしまして、真ん中ほどに黒く太字で作ってある部分があるんですけども、今回の総括的な基本方針としては、この持続可能な社会の作り手の育成と、日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上、満足感とか幸福感とかっていうところなんですけれども、そこが基本方針として掲げられております。本町も本町にあったものを作るためにここを基本方針として据えたところです。</p>

3 ページの第 2 章本町を取り巻く環境をご覧ください。

今回はここで 1 項目にこれまでの取り組みの成果というところで一段落設けてございます。その後 2 番目に社会状況というところで 6 項目 3 ページから 5 ページにわたって 6 項目について社会共通会計記載してございます。

次に 6 ページをご覧ください。

本町取り巻く環境というところで 3 番目に本町の子供たちを取り巻く現状と課題をお示ししております。そして 6 ページから 13 ページまでですね。

11 項目について各種調査に基づいて作成しております。

次に 14 ページ第 3 章をご覧ください。今年度の今回の計画期間の趣旨に乗っ取って、基本目標を夢や希望を実現し、ともに未来を創る人作り心豊かでたくましい子供の育成として設定しております。

基本方針、ふるさとを誇る森と水の教育、ここについては第 3 期と変更はありませんが、児童生徒の成長の姿というところで、1 番目の 2 番ともに波線がありますけれどもそこが今回変更している部分になります。

一番目に知徳体の調和がどれ主体的に考え行動する力を備え、未来社会の作り手となる人間、二つ目に郷土に誇りと愛情を持ち、互いに認め高めあい生涯を通じて幸せややりがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間ということで方針の設定しております。

17 ページをご覧ください。

この 2 番目の社会の変化を乗り越え未来の社会の作り手となる資質能力の育成というところと、3 番目の生涯を通じて 1 人 1 人が幸せや生きがいを感じるこのできる教育環境作り、次の 18 ページの郷土の教育的な点等はフードの活用と未来への継承というところですね。

あと 19 ページの教育デジタルトランスフォーメーションの推進が今期の新しくまた重要な部分になってくるのかなというふうに考えております。

これを基に本町の教育施策の方向性というところで 5 点集約しております。

一つ目にお互いに人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進。二つ目に 20 ページに切り開くための能力を伸ばし、社会自立する力を育む教育の推進。三つ目に信頼され、地域とともにある学校作りの推進。四つ目に地域全体で子供を守り育てる環境作りの推進。五つ目に生涯を通して学び活躍できる環境作りとスポーツ文化の振興というところで 1 つに集約してございます。

21 ページにこのこれまでの基本目標と施策の関連図を載せてございます。

この中ほどに本町教育施策の方向性と具体的施策というかっ書きのところがあります。1 から 5 項目の下の方に丸数字でレベルの具体的な施策の項目を載せてございます。一つ目のお互いに人格を尊重し豊かな心と健やかな体を育む教育の推進については、今回体験活動の中止というところと、⑥の文化芸術活動の推進というところが新たに加わっております。

二つ目の未来の社会の作り手となる資質能力を伸ばし、社会で自立する力を育

む教育の推進というところについては、⑤の幼児教育の充実、⑦の教育の情報化の推進 ⑧の国際理解教育の充実 ⑨の消費者教育の充実というところが新たに重要な項目として作ってございます。

3 番目の信頼され、地域とともにある学校作りの推進では、③番の学校における働き方改革の推進が新しくなっております。

4 番目の地域全体で子供を守り育てる環境作りの推進については、①の地域を支える次世代の一つ作りというところが変更しております。

5 番目の生涯を通じて学び活躍できる環境作りとスポーツ文化の振興については、地域文化の継承発展と、今回は地域作りへの活用というところで変更して作っております。

22 ページから 50 ページについては、この各具体的な施策です。それぞれ教育チーム生涯学習チームで作りました。現状と課題具体的な取り組み内容を記載しておりますので、また後ご自宅に帰られてからゆっくり見ていただければと思っております。

この計画の進捗状況というか実現に向けてことについては最後の 51 ページのところまで 5 項目ですね。学校家庭地域企業との連携協働、二つ目に関係機関との連携協力、三つ目に県および他市町との連携、四つ目に ICT の効果的活用、五つ目に計画の進捗状況の確認というところで載せてございます。この計画が今後 5 年間で取り組む政策のもとになります。

これをもとに毎年度の行政相談であったり、点検評価を行って計画の見直しであったり修正だったりというふうに改善を図っていきたいというふうに考えております。前もってちょっとお渡しできればよかったんですけども、今後ですねこれをまた持ち帰っていただいて、またご覧になってですね、ちょっと具体的施策のところの中身の重なりであったりちょっと違うというか表現

意見等あるかと思っておりますので中身を見てお気づきになられた点についてですね、できれば明けて 1 月の 9 日までに教育課の方までご意見を寄せていただければありがたいというふうに思っております。

今後それを受けて教育課の方での修正等をいたしまして、1 月の 15 日から 2 月の 14 日まで町のホームページや、ここです、パブリックコメントを町民の皆さんから意見を募集したいというふうに考えております。

その後、2 月の定例教育委員会で議案として計画を出させてというふうに考えております。以上でございます。

○鎌田教育長

はい。

今ちょっと課長から説明がありましたが、これをちょっと今後 5 年間のですね本町はどういう道を歩んでいくかというのも道しるべとなるような形のものを作ったんですけども、21 ページまではもうこれでいきたいと思っております。22 ページから読んでいただいて今じゃなくて、帰ってから読んでいただいてですね、課長が言ったように 1 月までにですね、何かここがちょっと違うよとか、ここを付け加えたらいいん

じゃないかとか、何か違和感があったらまた教えていただければというふうに思います。

一応、その他の件に行こうと思いますが、教育委員会とか事務局の委員の皆様方から何か気になることとか、今日の内容で何か気になったこととかないですか。

はい。

ではこれで協議の方は終わりたいと思います。

最後、統括の方に入りたいと思いますが、小梅枝委員からまたよろしいですか。

はい、お願いします。

○小梅枝委員

お疲れ様でした。10月の事業計画とかを見ていて11月からもそうだったんですけど、子供たちがすごくうらやましいなと思う授業がたくさんあって11月29日いい肉の日に給食で仮屋ファームさんの食べれて。12月もですね中学3年生が受験を控えた子供たちがですね、畜産を学ぶ会で美味しい焼肉をもうお腹いっぱい食べさせてもらったみたいで、それだけじゃなくて畜産の方たちのお仕事だったり、うちの娘が言ったのですごくいい経験したねって話をしたんですけど、ちょうどその翌日が鹿児島県の統一模試でですね、3年生の子たちを中央高校で見かけて、昨日の焼肉のパワーが今日の模試にいかされたんじゃないのって、はいって言って多分いい結果を出してくれたんじゃないかなと思うんですけど、こんな感じで子供たちが本当に錦江町に生まれて美味しいものをたくさん食べれて、本当にいい経験ができてよかったと思う11月12月でした。

また生涯学習チームのトワイライト夢発見プログラムの方にもちょっとうちの参加させてもらって、いろんな子供たちの発表も聞けたんですけど、なかなか小さなというか、あまりその仕事もこれからどうなるのかなっていうこの小さな町でもですね、子供たちがいろんな大人の人たちと関わりを持って自分の夢を実現するためにどういうプロセスを進めていく。こういう人間になりたいっていうのを発表する場を見させていただけなのがすごく良かったなど。皆とても良い発表してくれたのでこれからもこういう授業だったらぜひ参加させてほしいなと思いました。以上です。

ありがとうございました。谷口委員お願いします。

○谷口委員

はい、お疲れ様でした。

朝早くから夕方遅くまでこっちにいないので、なかなかこっちの状況がつかみにくいんですけど、学校のお話をすると北九州のマクドナルドの殺人がありました。

その2日後はメールで次は鹿屋だぞというメールが来て、めっちゃ忙しい時期に先生たち朝早くから帰るとき登下校をしっかりとってそんな大変な思いをされていました。

それをメールが来たのを国見の校長はすぐ父兄にワッツで連絡したんですけども、こういう見ましたっていうのは、別な学校はこんな過剰にメールをしていいものだろうかと言って、それは校長だけで止めたりもうだから校長にしてもいろんな仕事があるのに、これに頭をいっぱい使って大変な思いされたという。

今ここ4.5日の間にことがあるんですけども今これを聞いて、今この課長の話

をいろいろ聞いてて、細かくいろんなものがいっぱい書いてあってすごいなって思いながら、これが全部できたらどんなにいいんだろうって幸せな世界になるんだろうなって思いながら聞いてたんですけど、結局他人のことを思わない人たちがいっぱいいるんだなどんな悲しいんだろう人が私自身ねとか、他人の事を想像する力がない人たちがいっぱいいるんだな、そのために一生懸命している人たちも未来がある人たちもそこで命を絶たれるっていう最大の悲しいことがあるんだなって思いながら想像力かと思って、今自分がさっき給食の事も、美味しかったとかいう話も聞いたときに、豚さんの絵本があって、僕は明日食べられます、という題名の本があるんですよ。それを読んだときは胸が痛くて、もう給食も食べられないくらい胸が痛いんですけどでも、手を合わせてありがとうって言ってくれてありがとうって最後まで読んだりしたら、食べる時も絶対感謝するんだよなって。

それでこの人はなんていうか救われるんだな、だから本当にいろんな道でいっぱいあるので、どんどん読んで大人も子供も感じてもらえればどんなにいいんだろうなという思いが、いっぱいしました。

○鎌田教育長

あの誘拐犯は本当に卑劣ですよ、前もです、去年一昨年も県内いろんな市町村に同時に小中学生を何か刺すとか、登下校中にとかあったんですけど今回も同じような形、指宿が最初だったかもしれませんが県内のと書いてあったんですね。鹿屋もきたんですかね、に乗っかってですね、どんな気持ちでしてるんだろうと思ったら腹が立ちますね、はい、早くみつめてほしいですけどね。我々、子供の安全確保です、ねしないとイケないので。ありがとうございました。

桑原議員お願いします。

○桑原委員

お疲れ様でした。

テレビで言ってたんです。

神奈川県がもう来年、再来年度から完全に部活動も改革するという事で。まあ南園さんやら頑張ってますけどどうなるのかな、この前もちょっとしたことでしたけどもバレーボールのクラブチームが二学期から出れるようになったというような形で子供たちの問題じゃなくて大人たちもいろいろ絡んでくるのかなと、各市町村のやり方も違うんですね。

各市町村のやり方は違っていいんでしょうけど、いざ県大会とか予選とかあったときに、どうかです。そうしないとそういう問題が出てくるのかなという気がして、したところでした。

クラブチームがやっぱり強くて、出てくるとほぼほぼ優勝してるというような状況になるんで、そうするとまた保護者さんの考え方がどう変わってくるのかですね。バレーボールはそうですが、他の地域も単独で出れる学校が少なくなってきたということなんで、そうするとまたいろいろ出てきてしまい運動しない子が多くなってくんじゃないかなと逆にですね、いろんな可能性をつぶされるんじゃないかなというようなちょっと気がちょっと感じたところでした。

○鎌田教育長

ありがとうございました。

部活動については本当に全国的な問題で、市町村によっていろんな対応があって土日はもう区としても全部中止している東京の区もありますし、様々です。

ただ子供たちがやりたいものができるだけやれるように習い事であろうと部活動であろうと、そういうのはですね社会で受け皿を作ればいいなど。SNS についてはやっぱりオーストラリアも禁止しましたから国の法律で 18 歳未満でしたっけ来年から施行ですよ。

ある程度その辺りの踏ん切りも必要なのになって、確かに使い方を誤らなければいいから理性というか、そこのしっかりした考えを子供が持たせるように指導すればいいんですけど、それがまだ未熟だから子供なのであって、なかなかそこあたりは特に低学年になっていけばいくほど、なかなか難しいところそこをどうするかっていうのは、教育界も非常にジレンマを吐き方も含めてですね、抱えているということでもあります。あとタブレットについては、使え使えということで今国中が言ってますが、タブレットの弊害等でいろいろ指摘されます脳に与える弊害とか、ある研究では 1 日、学習に使うにしても 1 日に2時間の限度だという学者もいますし、それぞれなんです、使いすぎると学力が低下するという論文も出てますし、そこあたりは本当にどの程度というのはあんまりそういうのに乗っかりすぎてあらぬ方向に行ったら、子供たちがまた良くないほど結果になるんじゃないかなとをちょっと心配したりしています。

これで閉じたいと思いますがよろしいでしょうか。

以上をもちまして終了したいと思います。

どうもお疲れ様でした。